

	現行民法	改正民法
対象	隠れた瑕疵	契約の内容に適合しない目的物
追完請求権	—	可能（改§562）
代金減額請求	数量指示売買等の場合のみ可 （現§563, 565）	① <原則> 催告により代金減額請求可（改§563-I）
		② <例外> 無催告で代金減額請求できる場合もあり（改563-II）
損害賠償請求	無過失責任 信託利益の賠償のみ（現§570→現566-I 後準用）	売主に帰責事由がある場合のみ可 履行利益の賠償（改§564→415）
契約解除	契約目的不達成のとき可（現§570→現566-I 前準用）	① <原則> 催告により解除可（改§564→541）
		② <例外> 無催告で解除できる場合もあり（改§564→542）
期間制限	瑕疵を知ったときから1年以内に権利行使が必要（現§570、現566-III 準用）	① <原則> 種類・品質の不適合を知った時から1年以内に売主に対する不適合の通知が必要（改§566）
		② <例外> ただし、引渡し時に売主が不適合について悪意又は重過失によって知らなかったときは通知は不要（改§566）